

その他の補助金の概要

(1) 補助金・負担金の交付を行っている事業

事業名	交付の対象	概要	金額（限度額）	所管局
やる気応援事業	地域住民による団体	①住民によるまちづくり活動、②その準備活動に助成	①事業費の3/4、50万円、②10万円	市民局
地域交流広場	地域交流広場管理組合	①地域交流広場を整備、②地域交流広場・児童広場を管理運営する団体に助成	①850万円、②年3万円	市民局
地域集会施設建設等助成	自治会・町内会等	集会施設の①新築購入、②増築・改築、③修繕、④借り上げに助成	総費用の1/2。①800万円、②200万円、③100万円、④50万円	市民局
自主防災組織補助金交付事業	自主防災組織	防災活動に必要な資機材等の購入に助成	10万円（1回のみ）	市民局
道路照明灯補助事業	自治会・町内会等	防犯協会を通じ、防犯灯の①設置費、②電気料の一部を補助	1基につき①2,000～36,000円、②年1,700円または年2,200円	土木局
老人クラブ活動事業補助金	老人クラブ	老人クラブが行う社会奉仕活動、教養講座、健康増進に資する活動に助成	4,800円×活動月数	保健福祉局
ふれあいネットワーク事業（地域保健福祉振興基金）	校区社会福祉協議会	市社協を通じ、要援護者の見守り、日常生活支援等の活動に助成	年7万円＋（5～9万円（校区人口に応じ）×実施自治会数／校区自治会総数）	保健福祉局
ふれあいサロン事業（地域保健福祉振興基金）	校区社会福祉協議会	市社協を通じ、高齢者等と地域住民等の交流や、健康づくり・レクリエーション等の活動に助成	実施回数に応じ年48,000～192,000円	保健福祉局
ふれあいランチ事業（地域保健福祉振興基金）	校区社会福祉協議会	市社協を通じ、調理の困難な高齢者、障がい者等への配食等に助成	配食数等に応じ積算	保健福祉局
校区広報紙発行事業（地域保健福祉振興基金）	校区社会福祉協議会	市社協を通じ、地域福祉に関する広報紙の発行等に助成	総発行部数に応じ年3～5万円	保健福祉局
人権啓発地域推進組織育成事業	人権啓発地域推進組織	講演会・学習会や啓発活動、広報活動に助成	年25万円（2校区で組織の場合は32万円）	教育委員会
放課後の遊び場づくり事業	校区わいわい広場（わいわいくらぶ）運営委員会	平日の放課後に学校施設を児童に開放。運営委員会に助成	年1万円	こども未来局
地域子ども育成事業（子どもの夢応援事業）	子どもによる団体、子どもの育成団体等	子ども達が自主的に企画・実施する行事や活動に助成	事業費の2/3、6万円	こども未来局
区青少年育成推進事業（中学校区非行防止対策補助金）	中学校区青少年育成連合会	健全育成、非行防止、環境浄化、広報啓発の活動に助成	年75,000円	こども未来局
屋間校庭開放事業	校区校庭開放運営委員会	小学校の校庭を幼児・児童・生徒に開放。市校庭開放運営委員会連絡会を通じ、運営委員会に助成。現物（ボール等）の給付も実施	年25,500円	こども未来局
福岡市立学校体育館開放事業	校区体育館開放運営委員会	スポーツ振興事業団を通じて、運営委員会に年間事務費相当額を助成	年165,000円	市民局
福岡市立学校校庭夜間開放事業	校庭夜間開放運営委員会（中学校区単位）	スポーツ振興事業団を通じて、運営委員会に年間事務費相当額を助成	年46,000円	市民局
学校管理運営委員会補助金	福岡市立学校開放等施設管理委員会	夜間、休日等における学校開放事業に供する施設の管理を適切かつ円滑に行うため、福岡市立学校開放等管理委員会連絡会を通じ、各管理委員会に助成。	平均 年91,000円	教育委員会
校区国際交流活動助成	自治協議会、自治連合会等	校区の国際交流活動に助成	総事業費の1/2、10万円	総務企画局
「福岡市まちづくり推進要綱」に基づく活動費助成	まちづくり協議会	地区レベルの構想・計画づくり等を行うまちづくり協議会の活動に助成	初動期・計画策定期：年20万円、計画実現期：年50万円	都市整備局

(2) 報償費の支払いを行っている事業

事業名	支払いの対象	概要	金額	所管局
広報物配布等業務	自治協議会、自治会・町内会等	①市政だより及び同時配布物の配布、②①以外の広報物の配布・回覧等を行う団体に報償費を支給	①6.45円（市政だよりの増頁・同時配布物により増額あり）×世帯数×配布回数 ②月15円×世帯数	市民局
地域環境活動推進費	自治協議会 （平成19年度は校区によっては環境推進委員）	①ごみ減量・リサイクルに関する事業、②環境美化に関する事業、③ごみ出しルールの普及・啓発に関する事業等を実施することに対し報償費を支給	原則として、単位自治会に26,000円/年、校区に26,000円/年の合計額をまとめて自治協議会へ支給	環境局
不法投棄防止推進費	自治協議会（未設立の場合は自治連合会）	市が重点的に監視活動を行っている不法投棄常習地域で自治協議会等が行うパトロール等に助成	25,000円×活動月数	環境局
地域集団回収等報奨制度（集団回収）	自治会・町内会、子ども会等	集団回収を実施する団体に報償金を支給	（5円/kg×回収量）＋（2,500円×実施月数）	環境局
地域集団回収等報奨制度 （①校区紙リサイクルステーション、②紙リサイクルボックス）	①自治協議会等、②自治会・町内会、子ども会等	市が貸与する①「校区紙リサイクルステーション」、②「紙リサイクルボックス」を管理・運営する団体に、報償金を支給	①（5円/kg×回収量）＋（1万円×管理月数）＋（60円/年×世帯数、12～42万円） ②（5円/kg×回収量）＋3または5万円（設置場所により異なる）	環境局
福岡市公園愛護報償金	公園愛護会	都市公園などの維持管理活動を行う公園愛護団体に報償費を支給	面積に応じ年28,000～36,000円	都市整備局
治水池環境美化活動報奨金制度	治水池環境美化団体	治水池環境の保全に協力し、治水池の清掃及び除草等を自発的に行う団体に、報償費を支給	年3万円/団体	下水道局
河川浄化報償金制度	川を守る会等	河川の清掃、除草等を行う団体に報償費を支給	年5万円＋活動流域の長さに応じ年4～7万円	下水道局

(3) 業務の委託を行っている事業

事業名	委託の対象	概要	金額	所管局
留守家庭子ども会事業	留守家庭子ども会運営委員会	留守家庭子ども会の運営費及び補助指導員活動経費を支払い	平均 年3,229,000円	こども未来局

※ 地域住民による団体を対象に助成等を行っている事業（全市的に実施しているもののみ）をまとめたもの。
※ 現物を給付しているもの、個人を対象に実費弁償を行っているものは、掲載していない。